

第23回
草津市地域公共交通活性化再生協議会
会議録

令和3年10月13日

草津市地域公共交通活性化再生協議会

第23回 草津市地域公共交通活性化再生協議会 会議録

■日時：

令和3年10月13日（水）14時30分～15時37分

■場所：

草津市役所 2階特大会議室ステージ側

■出席委員：22名（順不同）

塚口委員、福島委員、山口委員、加藤委員、南英三委員、宮下委員、北村委員、喜多委員、大西委員、中西委員、松尾委員、田中委員、野口明委員（平野代理）、谷口委員、前野委員、木村兼久委員、妹尾委員、富田委員、野口英樹委員、木村博委員、増田委員、寺田委員（太田代理）

■欠席委員：6名（順不同）

樽井委員、池崎委員、南総一郎委員、隠岐委員、野村委員、打田委員

■事務局：

松尾部長、一浦副部長、福留課長、三浦課長補佐、堀江副係長、河村主事

■随行者：

2名

■傍聴者：

0名

1. 開会

【事務局】

～開会の挨拶～

【事務局】

～挨拶～

【事務局】

当協議会につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に規定される法定協議会として設置いたしております。

また、本日の会議は「草津市地域公共交通活性化再生協議会設置要綱」第7条第7項の規定に基づき、会議を公開するものとし、進めさせていただきたく存じますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は28人でございまして、本日の会議の出席委員数は20人（後刻22人）でございます。

また、今回御欠席の御連絡をいただいております3人の方から議決権の行使を議長に委任する旨の委任状をいただいておりますので、当協議会規約第17条第1項の規定に基づき、過半数の委員に御出席いただいていることとなりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

2. 委員紹介

次に、この度、新たに御就任いただきました委員様がいらっしゃいますので、紹介させていただきます。

～委員紹介～

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は先日郵送にて送付させていただきましたが、御持参いただいておりますでしょうか。お手元に資料がございませんようでしたら、事務局までお申し出ください。

本日の会議の資料は、次第、委員名簿、当日配布させていただいております席次表、協議会設置要綱、協議会規約、資料1が議第1号に関する資料、資料2が報告1に関する資料となっており、11月1日に改正いたしますためバスマップをつけさせていただいております。そして、資料3が報告2に関する資料となります。

また、本日お席の方にまめタクのアンケート結果を配布させていただいております。不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

3. 議事

【事務局】

それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、当協議会規約第15条第2項の規定に基づき、当協議会会長の会長をお願いいたします。議事進行をよろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、私の方で進行させていただきたいと思います。

これから、議案の審議に入りますが、その前に、当協議会規約第22条第3項の、「議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。」と定められております。従いまして、恐縮でございますが、選定された2名の方。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。御審議いただく案件は1件でございます。

まず、議第1号「デマンド型乗合タクシー『まめタク』事業について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

議第1号「デマンド型乗合タクシー『まめタク』事業について」、資料に基づき私から説明させていただきます。

令和2年11月30日から実証運行を実施しております当該事業につきまして、これまでの実績・取組内容を御報告するとともに、実証運行期間の終期が近づいておりますので、今後のまめタクの方向性について御協議いただきたく、説明させていただきます。

それでは、資料1、「まめタク利用実績について」を御覧ください。令和2年度の利用実績を記載しております。利用人数、運行便数ともに3月に向けて徐々に増加していることがお分かりいただけるかと思えます。

次のページ、1-2を御覧ください。令和3年度の利用実績でございます。ページ下部、右側でございます「運行率」を御覧いただきますと、数字に上下はございますが、昨年度に比べますと高い水準で推移してきていることがお分かりいただけるかと思えます。

次に、ページ番号1-3を御覧ください。「まめタク」の利用促進に係る取組をまとめております。青色で囲んでいる箇所を御覧ください。志津社会福祉協議会との協議により、令和3年3月に「まめタクハンドブック」を路線毎に作成し、同協議会を通じて路線沿線の高

齢者に配布しました。

次に、緑色で囲んでいる箇所を御覧ください。志津まちづくりセンターが新築されたことを受け、令和3年4月10日（土）に開催された同センターの内覧会に合わせ、まめタク臨時便を運行しました。

次に、黄色で囲んでいる箇所を御覧ください。まめタクを利用した方からは「乗り心地が良い」と好評をいただいておりますことから、志津社会福祉協議会と協議し、まめタクのモニター募集を実施しました。ご応募いただいた方には、回数券とアンケート用紙を送付し、乗車後に当該アンケート用紙を交通政策課に御返送いただきました。

こういった取組により、まめタクが実際の交通手段として徐々に地域に浸透しつつあるのではないかと考えておりますが、地域からの声はどうであったのかについて、アンケート結果をもとに説明させていただきます。「参考資料」、「デマンド型乗合タクシー『まめタク』におけるアンケート結果概要」を御覧ください。

まず、「1. アンケート回答者の状況」についてです。アンケート回答者は、グラフ1にもございますように約8割の方が70歳代以上でした。また、グラフ2にもありますように3割以上の方が自分で車を運転されており、家族・知人が自動車で送迎される方も含めると、自動車を主な移動手段として利用されている方は全体の半数弱にのびりました。また、まめタクを知っている方は9割以上でしたが、まめタクを利用したことのある方は回答者のうち約4割でした。

次に「2. 未利用の理由と対策」を御覧ください。

アンケートの中で、まめタクを利用したことがない方に御回答いただいている箇所の概要となっております。グラフ3にもありますように、まめタクを利用したことがない理由については、選択肢5の「行きたい目的地がない」や選択肢7の「路線バスへの乗換が面倒である」の回答が多く、まめタクの利便性を強化する必要があると考えられます。一方で、選択肢9の「コロナで外出を避けている」との回答や選択肢4の「利用方法がわかりにくい」との回答も一定数があったことから、社会状況を見ながら利用方法や活用方法について地域に丁寧に説明していくことが利用者増加に繋がると考えられます。

また、グラフ4にもございますが、まめタク未利用者が改善した方が良く思うことについては、選択肢5の「草津駅まで行ってほしい」という回答が突出して多くありました。地域からは、路線バスへの乗換を円滑化することと併せ、志津学区全体の交通体系におけるまめタクの役割を検討することが求められていると考えられます。

次に、裏面の「3. まめタクの便利な点・不便な点」を御覧ください。アンケートの中で、まめタクを利用したことがある方にご回答いただいている箇所の概要となっております。グラフ5にもありますように、まめタクの便利な点については、選択肢4の「停留所までの距離が近い」という回答数が一番多く、地域住民とともに停留所を検討してきた効果が見られます。また、選択肢2の「外出する機会が増える」と選択肢3の「行動範囲が広がる」の回答もあり、高齢者の外出機会増加に少しずつ寄与してきていると考えられます。

次に、まめタクの不便な点については、グラフ6にもありますが、全体的に回答数が多く、特に運行便数と停留所に関する回答が多くありました。行きたい目的地や停留所の位置については、引き続き地域に丁寧に入って聞き取り等を行う必要があります。

次に、「4. まめタクの満足度」を御覧ください。まめタクの運行ルートについては、グラフ7にもありますように、「満足」・「やや満足」より「やや不満」・「不満」が上回りました。一方、運賃については、グラフ8にもありますように、「満足」・「やや満足」が「やや不満」・「不満」を上回りました。これをもとに、まめタクのメリットの周知・啓発を継続して行っていくとともに、まめタクの運行ルート等については満足度および利便性を向上させるために地域での聞き取り等を続けていく必要があります。

以上がまめタクに関する現在の状況とアンケート結果概要でございます。

次に、ページ番号1-4を御覧ください。これまでご説明させていただいた内容等を踏まえ、「まめタク」の事業内容の一部変更を検討しているものを記載しております。黒字部分について変更があるものは赤字で記載しており、青字はそれ以外の変更となっております。詳細はページ番号1-9により説明させていただきたいと思っておりますので、資料1-5からのまめタクパンフレット案と併せて御覧いただきますようお願いいたします。

ページ番号1-9、「1. 停留所の新設・移設」でございます。ページ番号1-7「まめタク路線図」と併せて御覧ください。まず、新設につきましては、「①農協志津支店」からご説明いたします。こちらは、地域からの要望により、停留所「志津まちづくりセンター」の仮置き場としております場所と同じところに、新たに停留所「農協志津支店」を設置しようとするものです。

次に、「②山寺新田南」の新設についてです。路線図ではページの右下部分の赤枠内を御覧ください。こちらについても地域からの要望によるもので、停留所「山寺新田会議所」の南東に新たに停留所を設置しようとするものです。

次に、「(2) 移設」を御覧ください。「①志津まちづくりセンター」からご説明いたします。今年の夏に当該センターの駐車場敷地の工事が完了したことを受け、現在JAレーク滋賀志津支店の敷地内に設置させていただいております停留所を当該センターへと移設するものです。

次に、「②若草診療所」の移設についてです。こちらについても、地域からの要望により、当該停留所を写真のとおり南西方向に約15m移設しようとするものです。

次に、「③岡本入口」の移設です。こちらについても、地域からの要望により、路線に沿って南西方向の約150m移設しようとするものです。

では、次に、「2. 運行日時」を御覧ください。ページ番号1-8、まめタクマップ案の時刻表を併せて御覧ください。「(1) 運行時間の延長」ですが、これは、地域から、「帰りの時間に運行していないのでまめタクを利用できないのは不便だ。」という声があったことを受け、終点である停留所「フレンドマーケット志津東草津店」に15時台および16時台に帰着する便を新設しようとするものです。

次に、「(2) 路線バスへの乗換強化」を御覧ください。これも地域から、「乗換に時間がかかる」という声があったことを受け、乗換しやすい時間を目指しダイヤを再構築しようとするものです。

次に、「3. 回数券の販売等」を御覧ください。青色の矢印の右側のように、志津まちづくりセンターとフレンドマート志津東草津店でも回数券を販売していただけるようになったものです。

また、フレンドマート志津東草津店については、「まめタク応援店」として市と協定を結び、御覧の表にあります対象者に対して帰りのまめタクの費用が実質負担なしとなるように100円分の回数券を店舗から進呈いただけるというものです。

では、ページ番号1-11を御覧ください。「(1) 状況」を御覧ください。まめタクに関しては、地域への聞き取りの中でまめタク利用者の御本人からお話をお聞きする中で、「時刻表の見方がよくわからず、帰りの時間がわからなかった」や「乗換割引券の使い方がわからなかった」という制度に関するお話をお聞きする一方で、「実際に利用してみると乗り心地が良かった」というお声もいただいております。まめタクならではの利便性と現実的な利用方法とを地域に丁寧に周知を図っていく必要性を感じております。

また、先ほどのアンケート結果概要でもご説明しましたが、車を運転されている高齢者の方が一定数おられた中で、地域からは「運転免許証を返納した後のことが心配だ。」という声が出ており、交通手段の変更を考える地域住民が今後増加していくことが予想されます。また、町内会の役員の方からは「返納してから移動手段を考えるのではなく、その前からまめタク等を利用して慣れておくことが大切だ。」との声をいただくこともあり、まめタクが安心して地域に住み続けられる手段のひとつとして現段階から活用いただけるよう、市がモビリティマネジメントの一環として地域のイベント等を通じて働きかけていく必要があるとも考えております。

こういった状況を受け、地域からは「実証運行期間を延長してほしい。」との声をいただいております。

今後、本格運行に移行するには、まめタクの制度等が市民生活の中に長期的に浸透していくために事業内容を固定化していく必要がありますが、当該事業は本市で初めての試みであり、地域性を重視しながらより良い事業内容へと改善を図っているところです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等もあり、利用が伸び悩んでいたことを踏まえ、実証運行期間だからこそできる、短期間での「停留所の見直し」や「ダイヤ改正」、「路線の見直し」等を行い、地域とともに当該事業をブラッシュアップさせていくことを目的に、「実証運行」の期間を延長したいと考えております。

また、地域からの課題を整理し、生活拠点への移動や路線バスへの乗換について、まめタクが地域の移動手段として認知され、広く活用されれば、基準等を設けて本格運行への移行を検討します。

なお、実証運行開始当初よりも利用者が増加しているため、利用者の声を聴取できる機会

が増加していることを考慮し、実証運行の延長期間は1年程度とし、令和4年11月30日からの本格運行実施を目指すものです。

そのスケジュールとしましては、ページ番号1-12を御覧ください。地域への意見聴取や事業者との調整を繰り返しながら、御覧のように令和4年11月30日からの本格運行開始を目指すものです。

資料を1-11にお戻りいただきまして、「6. 実証運行期間の延長および変更点の周知」を御覧ください。周知方法としては、志津学区におけるまめタクマップの全戸配布、広報くさつと市ホームページへの掲載、公共施設における周知、地域の集まり等における住民への直接の周知を行い、できるだけ多くの方にまめタクを交通手段として認知・利用いただけるよう周知を徹底してまいります。

以上です。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

大変わかりやすい御呈示ありがとうございました。

まめバスの時もそうですが、何よりも利用者の御声を吸い上げて欲しいと、市民の方の声を聞いて欲しいというところでやらしていただいた中で、今回まめタクでは、この1の3に書いてあるように、先ず地域の方との協議によってハンドを作られたんですね。丁度いいところで入れていただいて、感謝しています。

市民の方々のコロナで大変な時に、行政と共に考えていただいているというところにも、大きな時代の変化を感じているところです。ですのでこちらのアンケートの中で唱っていただいた中で、利用しなかった理由に目的が無いということを挙げておられたと思いますが、草津駅につなげてほしいというようなこととリンクしていて、JRに乗り継ぐとか、商業施設に向かうとか、目的が増えるということにも繋がるのではないかと思って、このアンケートの繋がりというか、もう少し精査をしていただけたらと思いますので、実証運行をしていくということは、利用者の声を具体的に吸い上げて欲しい。ただ残念なのは、高齢者の方が多かったんですね。例えば子育て世代、車を運転できないような方がおられたのなら、どのような利用があったのかとか、障害者の方の利用があったのかということも分かりにくいところが残念でした。この場で、まめタクを受けていただきましたタクシー会社さんの方から、こういうところで運転手さんにご努力されたとか、事業者側からの葛藤も伺えればいいんじゃないかなと。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございました。事務局の方で何かありますか。

【事務局】

まず、子育て世代のことについてですが、この事業をさせていただく時に、高齢者の移動手段ということ念頭に置いていたのですが、志津社会福祉協議会の方からも、小さい子どものお母さんとかも使ってもらえるのではないかと、これを広げていきたいという話もいただいているところでして、例えば小学生が使われるとか、夕方の時間帯が運行されれば、こういったことも広めていけるのではないかというお話もいただいております、おっしゃられていた視点というのは、本人は移動できるかもわかりませんが状況的にしにくいような方にも今後使ってもらい外出できるといったことに繋がるというお話をいただいておりますので、こちらの方の参考にさせていただきます。

あと、事業者へのこういった視点というかですが、先ず全体的に乗って良いというお話でした。良いというのは何点かありまして、先ず運転手さんとお話しながら行けるというのは、高齢者の方にとっては気晴らしになるよ。というお話が一つと、高齢者の方は膝が痛いとか腰が痛いとか、荷物を持ってると歩くのがしんどいというお声を沢山いただいておりました、といった方がバスでありましたら、中に乗って席を探してということをしなくてはならない。特に交通不便地でございますので、なかなかバスに乗り慣れていないことで、タクシーであればそこら辺のハードルが低くて乗れるということで、乗り心地がいいというお声をいただいております。顔見知りになったタクシーの運転手さんもおられるということで、基本的に多くの利用者の方から好評をいただいていると聞いております。

【会長】

ありがとうございます。事業者の皆さんの意見をお聞きします。

【委員】

以前こちらの地域はまめバスが走っておりました。まめバスが廃止になった路線を、まめタクという形で走らせていただいております。まめバスの時は運行時間が長いというのがありまして、御利用されております方が一回乗車いただきますと40分50分という長い時間を乗らなければならない。今回、まめタクになりましたので、1回乗っていただくと5分から10分で目的地に着く。停留所の方もバスと同じような感覚ですので、地域の方も利用しやすいと思います。あと、現在は高齢者の方が多いのですが、実際に利用される方は、週に1～2回と一定しており、新規の利用者が少ないという状況でございますので、新規利用が増えるような状況になってくれば、もう少し乗車される方のニーズも出るんじゃないかと思っております。

【会長】

ありがとうございました。ほかにいかがでございましょうか。

【委員】

資料を見せていただきまして、一定の評価をいただけている事業なのかなと思います。特に利用された方からの好評価をいただいているということで、将来性がある事業なのかと思いつながりながら資料を見させていただいておりました。

足の不自由な方は路線バスなら席も探さなアカンというのが不便なので、このまめタクは大変使いやすいというお話もされていたと思うんですが、前にまめタクに乗って路線バスに乗り換えというのは、考えておられないのでしょうか。やはり、まめタクを草津駅に接続することで、さらに利便性が上がっていくのかなと思いつながりながら話を聞いておりました。

何が課題となって草津駅まで行けてないのか教えていただきたいと思います。

【事務局】

まめタク自体は交通不便地域ということで、民間では採算が取れない路線でありますとか、バスでは道が細すぎてその地域に入りきれないところにまめタクの停留所を設置しまして、利便性の向上を図っていくということを基本にさせていただいています。まめバスもですが、すでにある公共交通機関の補完的な位置づけとして運行させていただいています。基本的には、すでにある民間のバス路線につなげることで、本来の公共交通機関の利用者数をアップさせていくということを目的に持っております。言われるとおりの利便性の面から駅に直結するというのは利便性の向上につながることは間違いのないのですが、その調整がどうしても難しいというのがあります。

【委員】

ありがとうございます。

それは路線バスに乗れる方の理屈なんです。高齢者等のバスに乗りにくい思いをされている方とかの補完についてはどうなのでしょう。

何が足かせになっているのか教えてください。

【事務局】

課題の部分といたしましては、やはり実際にバスを運行している事業者の経営圧迫が大きな部分かなと思います。言われるとおりの重い荷物を持たれる方とか、車いすに乗られる方とかは、当然そのところは別途検討が必要ですが、まめタクは補助的機能からはじまっていますので、事業者さんと調整というものは大きなものになってくると思います。

【委員】

事業者さんにとって、何の不都合があるんでしょう。

【事務局】

これはお伺いしている話ですが、本来バスを御利用される方は当然おられますので、補完交通でまめタクを走らせているので、直接駅に接続することで、本来バスを利用される方の利用が減ってしまうという部分があるというお話をお聞きしております。

【委員】

路線バスに乗れる人は路線バスに乗ると思います。そうでない方はまめタクを利用すると思いますので、その住み分けは検討されたんですか。

【事務局】

おっしゃるとおりだと思いますし、一方まめタクは基幹交通の支援というウエイトが大きいという部分、それと福祉施策として、高齢者の方、障害をお持ちの方の移動手段を確保してくという、その辺の住み分けを考えていかななくてはならないという。やはりまめタクについては基幹交通を補完する役割があって、地域の皆さんと一緒に、通常の一般交通にもしっかり乗ってもらおう。その中で課題があるようであればバス事業者さんとも打合せしながら課題解決していきたいと思います。一方で福祉施策としてどういう形で将来を、高齢の方とか移動手段を確保していくのか。これは考えていく必要があるので、まめタクについては基幹交通を補完するという形でもう1年実証という形をいただいて、その中で。当然地域からも駅に行きたいという声が非常に多くあります。これは十分私どもの耳に入っております。一方で基幹交通を補完するために、基幹交通の利便性から、利用の方を減らしてしまうというのが若干懸念されてしまうということも当然ありますので、そこらへんはしっかりバス事業者さんと今後1年間議論してどういう方向がいいのか、また福祉施策としていけるのかも含めてしっかり整理していきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】

福祉施策とおっしゃるんですが、あくまでも移動の自由を確保されないというのを認めた上での話ですよ。移動の自由はどうなるんですか。保証されていないんですかね。

まずそこが第一だと思うんです。

【事務局】

当然そういうお声は聴いておりますので、バスの事業者とどういう形で乗ってもらいやすくなるのかということも含めて議論させていただきたいと言ったつもりで、決して福祉施

策ありきといったものではありません。

【委員】

ありがとうございます。出来れば草津駅まで行くのも実証運行に入れていただけたらと思います。以上です。

【会長】

なかなか難しい問題でございます。利便性だけを考えると当然草津駅まで行く方が便利であり、一方で路線バス事業というものを圧迫して事業活用を奪ってしまうのも困ったことですので、そのあたりを上手く折り合わせる事が出来るのか、両方とも大事であって、事務局も苦勞されていると思うんですが、地元に入って利用者の意向も十分踏まえて、どこかで折り合いをつける必要があります。

他に何かありますか。

この実証運行につきましては、営業所の新設、運行時間の延長、路線バスへの乗り換えの強化、ダイヤの調整とこういってございましょうか。要はこのまめタク事業を、いかに利用者の立場に立って、運用をどういってものにしていくのか見極めると、そういうことのために1年間の実証運行の延長をという御提案でございますので、前野委員の意見もその中で案が見いだせるように、そういうことで皆さんご承認いただければありがたいと思いますがどうでしょうか。

委員が言われたことは重要ですので、草津市だけでなくどこでもこういう問題はありますので、難しい問題ですから、十分に議論していきましょう。そういうことで御承認していただけますか。

はい、ありがとうございます。

第1号議案は承認とさせていただきます。

議事につきましては終了となります。次に、報告案件がございます。

報告案件の1つ目、「まめバス『草津駅下笠線』の運行概要等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、報告案件の1つ目、まめバス「草津駅下笠線」の運行概要等につきまして、資料に基づき私から説明させていただきます。報告1の表紙をめくっていただき、資料2の1ページを御覧ください。

それでは、まず、まめバス「草津駅下笠線」の運行概要についてですが、路線名は「草津駅下笠線」で、運行区域が「笠縫学区等」となっております。

次に、運行開始についてですが、6月に開催させていただきました協議会時には、令和3年10月1日の運行開始を予定しておりましたが、地域等の調整に時間を要しましたことから、運行開始を令和3年11月1日に変更させていただいたものであります。

次に、運行路線についてですが、まめバスマップの路線図を御覧ください。

「草津駅下笠線」の運行路線は、草津駅西口から出ております薄い赤線となっております。

まず初めに、「草津駅西口」を出発しまして、「大路井栄町」、「西大路」、「野村運動公園前」、「市金工業前」、「東上笠」と停車します。

次に、赤矢印の①の方向に直進して、「フレンドマート上笠店前」、「松原中学校前」に停車します。

次に、白矢印の①の方向に左折し、「下笠」、「小屋場」と停車し、白矢印の方向に右折し、「ai 彩ひろば前」に停車します。

次に、そのまま道なりに進みまして、「下笠西」、「下笠会館前」に停車し、白矢印の方向に進行し、「老杉神社前」に停車します。

次に、赤矢印の方向に進行し、「下出」に停車します。下出については短時間で2回通過するため、帰りだけ停車いたします。

次に、「下笠」、「小屋場」に2回目の停車をし、次に、赤矢印の②の方向に左折し、「市民総合体育館前」、「上笠橋」、「フレンドマート上笠店前」に停車します。その後は、草津駅西口まで、各停留所に停車します。以上が「草津駅下笠線」の運行路線となっております。

次に、運行ダイヤについてですが、まめバスマップ裏面の下段の「草津駅下笠線」を御覧下さい。運行ダイヤは、1便目が「草津駅西口」を8時15分に出発し、その次に9時30分、10時50分、14時30分、最終便が16時50分の平日5便、土曜日5便となっております。

次に、資料2の1ページを御覧ください。停留箇所数は、26箇所、運賃は大人200円、子ども100円、その他の回数券や割引券については、既存のまめバスと同様となっております。運行車両はポンチョバスで、運行事業者は近江鉄道株式会社様となります。

次に、まめバスマップの改正について説明させていただきますので、資料2の2ページとまめバスマップを併せて御覧下さい。

改正内容の1つ目は、先ほど説明いたしましたまめバス「草津駅下笠線」を、路線図と時刻表に追加したものであります。

改正内容の2つ目と3つ目ですが、草津・栗東・守山くるとバス「宅屋線」については、令和2年10月1日にダイヤ改正と停留所名の変更がありましたことから、路線図と時刻表を修正したものであります。

改正内容の4つ目ですが、まめバス「草津駅医大線」の「フレンドマート老上店」から「フレンドマート南草津店」に変更いたしました。

改正内容の5つ目ですが、平成28年4月1日からまめバスを利用して来店された方への割引制度を掲載したものであります。マックスバリュ駒井沢店で実施しています割引制度の内容といたしましては、まめバス笠縫常盤線を利用して来店し、マックスバリュ駒井沢店で買い物をしていただくと、帰りのまめバス運賃が実質無料になる買い物サービスです。

提携先は、マックスバリュ駒井沢で、利用対象者は、まめバスを利用してマックスバリュ駒井沢店に来店し、当日2,000円以上お買い上げいただいた方が対象となります。

利用方法は、行きのみまめバス降車時に乗務員から往復割引券を受け取ります。次に、マッ

クスバリュ駒井沢店のサービスカウンターで往復割引券と当日のお買上げされたレシートを掲示し、回数券を受け取っていただきます。次に、帰りのまめバスの降車時に回数券と往復割引券を運賃箱に入れていただくと、帰りのまめバス運賃が実質無料となります。

改正内容の6つ目ですが、各バス事業者の「バスロケーションシステム」と「くさつマップ」の検索ページをまめバスマップに掲載したものであります。

「バスロケーションシステム」については、携帯電話やスマートフォンでまめバスマップのQRコードを読み取っていただくと、「まめバスや路線バスの現在位置や遅れ時間などの運行状況」が閲覧できるサービスとなります。

「くさつマップ」については、携帯電話やスマートフォンでまめバスマップのQRコードを読み取っていただくと、「まめバスの運行路線」をGoogleマップ上で閲覧できるサービスとなります。

事務局からのまめバス「草津駅下笠線」の運行概要等の説明につきましては以上となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

広報でまめバスマップが配られていて、こういう風になったんだなど見させていただいたところですが。まずQRコードのところは大きくしていただいてありがたいと思います。沢山の情報がありすぎますと探すのも難しくなるので、メリハリをつけて作っていただきますとありがたいと思います。高齢の方も、まめバスの中でもナレーションとかにつきましてはよろしく御一考いただけたらと思う次第です。非常に充実した内容でありがたいなと思っています。

【会長】

ありがとうございます。

何か御発言ございませんでしょうか。

それでは、報告案件の2つ目です。「地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の変更内容について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

はい、議長。

それでは、報告案件の2つ目、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の変更内容につきまして、資料に基づき私から説明させていただきます。報告2の表紙をめくっていただき、資料3の1ページを御覧ください。

それでは、まず、地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の変更内容についてです

が、経過といたしましては、まめバス事業は国庫補助金の交付を受けて運行しており、令和3年6月29日に開催させていただきました「第2回草津市地域公共交通活性化再生協議会」において、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの地域内フィーダー系統確保維持計画の申請内容を委員の皆様にご承認いただき、令和3年6月30日に当該計画の申請書を国土交通省大臣宛に提出いたしました。

6月30日に提出した申請書類につきましては、国土交通省滋賀運輸支局様と調整する中で、表1および表6の内容を一部変更し提出しましたので、報告するものであります。申請書の変更内容についてですが、資料3の2ページの表1と併せて御覧ください。

表1は、令和4年度から令和6年度までの運行系統名や計画運行日数、計画運行回数について記載されており、資料3の2ページの左側が当初の申請内容で、右側が修正後の申請内容となっております。

主な変更内容の1つ目は、運行系統名等から青枠の「草津駅下笠線」を削除したもので、これは滋賀運輸支局様と調整する中で、実証運行期間中の路線が、国庫補助金の対象外となることから、今回の申請内容から削除したものであります。

主な変更内容の2つ目は、「商店街循環線」および「草津駅医大線」の計画運行回数を変更したもので、これは運行回数の積算方法に誤りがあったことから修正したものであります。その他の赤枠の箇所につきましては、軽微な変更となります。

次に、資料3の3ページの表6を御覧ください。

表6は、令和4年度から令和6年度までの車両取得に係る運行の用に供する補助対象系統名や補助対象車両の種別等について記載されており、資料3の3ページの左側が当初の申請内容で、右側が修正後の申請内容となっております。

主な変更内容の1つ目は、運行の用に供する補助対象系統名を「草津駅下笠線」から「笠縫東常盤線、山田線①～④、上笠平井循環線」に変更したもので、これは、表1の時にも御説明させていただきましたとおり、実証運行期間中は国庫補助金の対象外となりますことから、「草津駅下笠線」の車両を購入するのではなく、現在使用している車両が経年劣化しております路線の車両を購入するために補助対象系統名を変更したものであります。

主な変更内容の2つ目は、令和5年度と令和6年度の運行の用に供する補助対象系統名から「購入年月がH30.2とH30.3の草津駅医大線」を削除したもので、これは令和4年度で補助対象期間が終了することから、令和5年度と令和6年度から削除したものであります。その他の赤枠の箇所につきましては、軽微な変更となります。

事務局からの地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書の変更内容の説明につきましては以上となります。

【会長】

ありがとうございました。

皆様方、なにか御質問とかございますでしょうか。

【委員】

フィーダー系統から草津下笠線は実証期間中対象外ということで御説明ございましたが、予定どおりいけば来年の11月30日で終わるわけですが、実証が終わればフィーダー対象になる。改めて申請するということですよ。そういう理解でいいですか。

【事務局】

あくまで、今は実証運行期間中で、本格運行に移行するかも確定していない状況ですので、来年度の同じ時期にまたこの申請がありますので、ある程度利用実績などを見ながら本格運行に変わって行けるようでありましたら、5年度と6年度に追加させていただく予定をしております。

【会長】

他になれば、御意見等も出尽くしたようでございます。

本日は議案1件、報告案件2件でございました。

それでは会議は終了とさせていただきます。

進行を事務局へお返しいたします。

【事務局】

会長、議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、活発な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第23回草津市地域公共交通活性化再生協議会通常総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。